

福島県自立支援協議会障がい者差別解消支援部会設置要綱

(設置目的)

第1条 福島県自立支援協議会設置要綱第5条の規定に基づき、福島県において関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、福島県自立支援協議会障がい者差別解消支援部会（以下「部会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 部会は、別表1に掲げる団体、機関等の職員のうち、各団体、機関等の長が指名する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は、福島県保健福祉部障がい福祉課長が指名する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第3条 構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者差別に関する事案等の情報共有及び構成機関等への提案に関すること
- (2) 障害者差別の解消の推進のための取組に関する協議・提案に関すること
- (3) 障害者差別の解消の推進に関する構成機関相互の協力要請の調整に関すること
- (4) 市町村から情報提供のあった事案又は協力を求められた事案への対応に係る協議に関すること
- (5) その他障害者差別の解消の推進に関すること

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、福島県保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(秘密保持義務)

第7条 部会の構成員は、正当な理由なく、部会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、福島県保健福祉部障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 関係団体

公益財団法人福島県身体障がい者福祉協会
一般社団法人福島県聴覚障害者協会
公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会
一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会
福島県精神保健福祉会連合会つばさ会
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
一般社団法人福島県医師会
福島県商工会議所連合会
福島県経営者協会連合会
福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

2 学識経験者

東北福祉大学
福島県弁護士会

3 関係行政機関

福島地方法務局人権擁護課
福島労働局職業安定部職業対策課
東北運輸局福島運輸支局
福島市健康福祉部障がい福祉課
福島県教育庁教育総務課
福島県警察本部警務部警務課
福島県保健福祉部障がい福祉課